

徳島県規則第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月23日

徳島県知事 後藤 田 正 純

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年徳島県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第7条の5中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条の5の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。